

特別養護老人ホーム ほなみ

指定介護老人福祉施設 運営規定

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人協同福祉会が設置運営する指定介護老人福祉施設ほなみ(以下「施設」という)の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

2 この規程は、社会福祉法人協同福祉会が設置運営する特別養護老人ホームほなみの運営及び利用について準用するものとする。この場合、この規程における「管理者」は「施設長」に、「従業員」は「職員」に、それぞれ読み替えるものとする。

(基本方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、可能な限り、入所者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

(定員)

第3条 施設の定員は30名とする。

第2章 従業員及び職務分掌

(従業員の区分及定数)

第4条 施設に次の従業員を置く。

区分	定数	区分	定数
管理者	常勤 1	機能訓練指導員	常勤 1以上
事務員	常勤換算 2以上	医師(非常勤)	非常勤 1以上
生活相談員	常勤 1以上	管理栄養士	常勤 1
計画担当介護支援専門員	常勤 1以上	介護職員	常勤換算 10以上
看護職員	常勤換算 2以上		

2 前項において「計画担当介護支援専門員」とは第14条に規定する施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員を指すものとする。

3 第1項に定めるもののほか必要ある場合は、定数を超え又はその他の従業員を置くことができる。

(職務)

第5条 従業員の職務分掌は次のとおりとする。

一 管理者

施設の従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行う。

管理者に事故があるときはあらかじめ理事長が定めた従業員が管理者の職務を代行する。

二 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

四 計画担当介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、定期的にケース会議を開催し、必要に応じて計画の変更を行う。

五 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

八 医師

入居者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 管理栄養士

入居者の嗜好に基づき提供する食事の管理、栄養指導に従事する。

十 調理員

入居者に提供する食事の調理業務に従事する。

（事務分掌）

第6条 従業者ごとの事務分掌及び日常業務の分担については管理者が別に定め、入居者に対する適切な施設サービスの提供を確保するものとする。

（会議）

第7条 施設の円滑な運営を図る為次の委員会を設置する。

一 研修委員会

二 給食委員会

三 安全管理委員会（事故防止 / 感染対策 / 身体拘束適正化・虐待防止）

四 BCP（業務継続計画）委員会

五 排泄委員会

六 労働安全衛生委員会

七 家族会実行委員会

八 環境美化委員会

九 夏祭り準備委員会

十 その他 管理者が必要と認めたもの

第3章 入居及び退居

（入居）

第8条 入居申込者の施設への入居は、入居申込者と施設の契約により行うものとする。

- 2 管理者は、入居定員に達している場合又は入居申込者に対し自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、入居契約の締結を拒むことはできない。
- 3 管理者は、あらかじめ、入居申込者又は身元引受人(家族等)に対し、この運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、その他の入居申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入居者の同意を得るものとする。
- 4 管理者又は計画担当介護支援専門員は、入居申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 5 管理者又は計画担当介護支援専門員は、要介護認定の更新が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(面接及び調査)

第9条 管理者、生活相談員、計画担当介護支援専門員及び医師は新たに入居した入居者に対して、心身の状況、特性、経歴、学歴、技能、家庭環境、信仰、趣味、嗜好その他心身に関する調査、検診を行い、その結果を記録保存しておくものとする。

(入居時の書類等の引継)

第10条 入居者又は身元引受人(家族等)は、入居時の契約に基づいて、入居者の次の書類等を用意し管理者に引継ぐことができる。

- 一 年金証書
- 二 健康保険証
- 三 介護保険制度における被保険者証
- 四 貯金通帳
- 五 印鑑
- 六 所持する金品
- 七 その他必要と認める書類等

2 管理者は、前項で定める書類及び金品を引継いだ入居者について、第12条に規定する事により契約が終了した場合には、身元引受人(家族等)と協力し、民法等関係法令の規定及び公序良俗に反しない手続きにより、引継いだ書類及び金品の処分を行うものとする。

3 第1項及び第2項に規定する事項の具体的な取扱については、管理者が別に定める。

(貴重品の管理)

第11条 管理者は、前条1項に規定する書類及び所持金品を受領したときは、管理者が管理責任者となるとともに取扱職員を定めるものとする。

2 所持金品の受払にあたっては、取扱職員は、管理者の承諾を得て行うものとする。また、受払の状況は、受払帳簿(預貯金、現金にあつては金銭出納簿)に正確に記録するとともに、関係帳票は確実に整理保管しておかなければならない。

3 管理者は、受払帳簿又は金銭出納簿と保管金品を定期的に照合確認(検証)しなければならない。

4 第1項から第3項までに規定する事項の具体的な取扱については、管理者が別に定める。

(退居)

第12条 管理者は、入居者に次の事由が生じた場合は、身元引受人(家族等)に対し、6日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。

一 入居者が無断で退所し、6日間を経過しても帰所の見込みがないとき。

二 入居者が入院し、明らかに3ヵ月以上入院することが見込まれたとき。

三 入居者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。

四 入居者が負担すべき費用を3ヵ月滞納したとき。

2 入居者に次の事由が生じた場合には、契約は終了するものとする。

一 入居者が死亡したとき。

二 入居者が契約の解除を通告し、6日間が経過したとき。

三 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。

四 入居者が前項に規定した後、おおむね3ヶ月を経過しても退院できないとき。

五 他の介護保険施設への入居が決まり、その受け入れができる状態になったとき。

3 管理者は、入居者について、入院する必要がある場合があつて、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び身元引受人(家族等)の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにするものとする。

第4章 当施設が提供するサービスと利用料金

(基本原則)

第13条 従業者は、入居者がその心身の状況に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう懇切丁寧に施設サービスを提供し、処遇上必要な事項については入居者又は身元引受人(家族等)に理解しやすいように説明するものとする。

2 施設サービスの提供は、第15条に規定する施設サービス計画に基づき、漫然画一的なものにならないよう配慮する。

3 入居者の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して施設サービスを提供するものとする。

4 施設サービスの提供にあたっては、入居者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、生命又は身体を保護する為の緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、入居者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信仰等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。

5 施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(施設サービス計画)

第14条 計画担当介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等を通じて自立した日常生活を営む上で入居者が解決すべき課題を把握し、他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及び達成時期、施設サービス内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

2 計画担当支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画

の変更を行うものとする。

- 3 計画担当介護支援専門員は、第1項に規定する施設サービス計画の原案及び第2項に規定する変更案について入居者に説明し、同意を得るものとする。

(介護)

第15条 介護は、入居者の自立及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、次の各条に掲げる事項を適切な技術を持って実施するものとする。

- 一 週2回以上の入浴(入浴が実施できないときは清拭)
- 二 排泄の自立についての必要な援助
- 三 おむつ使用者に対する適切な取り替え
- 四 離床、着替え、整容の介護
- 五 褥瘡が発生しないよう適正な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 六 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援。
- 七 歯科衛生士の指導による口腔ケアの実施。

(相談及び援助)

第16条 生活相談員は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜上の供与)

第17条 管理者は、教養娯楽設備の充実に図り、便宜入居者の為のレクリエーション行事を実施するとともに、入居者の自主的な活動については施設運営上支障が認められない限りこれを認め、努めて便宜を図るものとする。

- 2 管理者は入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は身元引受人(家族等)において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 管理者は、入居者の身元引受人(家族等)との連携を図るとともに、入居者とその身元引受人(家族等)との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(食事の提供)

第18条 食事の提供にあたっては、食品の種類及び調理方法について、常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により適切な時間に実施するものとする。

- 2 食事の提供は可能な限り、離床して食堂で行うように努め、食堂で食事をとることが出来ない入居者にあっては、居室に配膳し必要な食事援助を行うものとする。
- 3 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供した食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

(機能訓練)

第19条 機能訓練指導員は、入居の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第20条 管理者は、常に入居者の健康状態に注意するとともに、一年に1回以上の定期健診を実施し、その記録を個人別に記録しておくものとする。

- 2 医務室には、常時、必要な医薬品及び診療用器材器具を備えつける。
- 3 入居者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院等に引継ぐものとする。
- 4 入居者に歯科治療の必要性が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院等に引き継ぐものとする。

(協力医療機関等)

第21条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

協力病院	前橋協立病院
	協立歯科クリニック

- 一 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入居者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応をするとともに、協力医療機関の名称等を、前橋市に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

(施設サービスの利用料及び費用等)

第22条 第13条から第20条に規定する施設サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料金により実施する。（別紙1 利用料金表 参照）

- 2 前項の利用料負担により実施するサービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入居者からの費用の支払いを受けることにより、実施することができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 居住に要する費用
 - 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供(国若しくは

地方公共団体の負担若しくは補助又はこれに準ずるものを受けて建築、買収、又は改造されたものを除く)

- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供
- 五 理美容
- 六 電気代
- 七 預かり金管理費 1,000 円 (立替金の請求にかかる管理)
- 八 前七号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入所者の負担が適当と認められる便宜の提供
- 3 前項第七号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げた事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。
- 4 第2項及び第3項に規定する施設サービスの提供にあたっては、入居者又は身元引受人(家族等)に対しその内容及び費用についてあらかじめ説明を行い、入居者の同意を得るものとする。
- 5 第2項及び第3項に規定するサービスの提供にかかわる会計及び第13条から第20条までに規定する施設サービスの提供にかかわる会計は、それぞれ施設が行うほかの事業の会計と区別するものとする。
- 6 管理者は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき入居者から支払いを受けたときには領収書を、それぞれ入居者に交付するものとする。また、「前橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年前橋市条例 第43号)に規定する「法的受領サービス」に該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときには当該サービスに係る証明書を交付するものとする。
- 7 管理者は食費および居住費の額を変更するときは、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、変更後の食費および居住費の額及びその根拠について説明を行い、同意を得るものとする。

(入居者に関する市町村への通知)

- 第23条 管理者は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村通知するものとする。
- 一 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受けた場合、又は受けようとしたとき。

(施設サービス提供に関する記録)

- 第24条 施設サービスの実施状況及び入所者の解決すべき課題の把握に資するため、施設サービスの提供においては次に掲げる記録を整理するものとする。
- 一 施設サービス計画書
 - イ 施設サービス計画書
 - ロ 施設サービスの提供の状況及び入居者の施設での生活の経過に係る記録
 - 二 第46条に規定する市町村への通知にかかわる記録
 - 2 前項に掲げる記録については、その完結の日から5年間備えておく。

第5章 施設利用にあたっての入所者が留意すべき事項

(外出及び外泊)

第25条 入居者は、外出又は外泊しようとするときはその都度、行き先、用件、施設へ帰省する予定日時等を管理者に届出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けたものが許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第26条 入居者に面会しようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

(健康保持)

第27条 入居者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

(身上変更の届出)

第28条 入居者は身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届出なければならない。

(禁止行為)

第29条 入居者は施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- 四 その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第30条 入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。

第6章 緊急時等の対応

第31条 施設は、緊急時の注意事項や病状等についての情報の共有の方法、曜日や時間帯ごとの配置医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等、入所者の病状の急変に備えるための対応方針を定める。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 管理者は常に非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しておくとともに、定期的に必要な訓練をおこなうものとする。

2 入居者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

第8章 その他の運営に関する重要事項

(施設サービスの評価)

第33条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を

図るものとする。

(苦情等への対応)

第34条 管理者は、施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情受け付け窓口を設置し、苦情を受けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者に報告するものとする。

2 管理者は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

3 管理者は、苦情をもうしたてた入居者に対していかなる差別的取扱いも行ってはならない。

(秘密の保持)

第35条 従業者は、業務上知り得た入所者又は身元引受人(家族等)の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるとする。

2 管理者が居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(衛生管理)

第36条 管理者は、入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又は蔓延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

一 衛生知識の普及

二 年1回の以上の大掃除の実施

三 月1回以上の整理整頓の実施

四 適宜の消毒

五 その他入所者の保健衛生の維持向上及び施設内における感染症の発生又は蔓延の防止に必要な事項

(身体拘束)

第37条 当施設では、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様またはその家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うものとする。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録をとるものとする。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行うものとする。

(1) 緊急性・・・ただちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

(2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合。

(3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、ただちに身体拘束を解く一時的措置の場合。

(事故発生の際の対応)

第38条 管理者は施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元引受人(家族等)に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに加入する保険の範囲内で損害賠償を行うものとする。

(地域との連携)

第39条 管理者は、その運営にあたっては、地域との交流に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第40条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第41条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

第8章 雑則

(改正)

第42条 この規定の改正は理事会の議決により行う。

附則

この規定は平成30年8月1日から施行する。

附則（令和元年10月1日変更）

この規程は令和元年10月1日から施行する。

附則（令和2年1月16日変更）

この規程は令和2年1月16日から施行する。

附則（令和2年4月1日変更）

この規程は令和2年4月1日から施行する。

附則（令和2年8月1日変更）

この規程は令和2年8月1日から施行する。

附則(令和4年4月1日変更)

この規程は令和4年4月1日から施行する。

附則(令和5年5月1日変更)

この規程は令和5年5月1日から施行する。

附則(令和5年5月1日変更)

この規程は令和6年4月1日から施行する。

附則(令和6年4月1日変更)